



## 知っていますか？ 償却資産は申告が必要です

国稅務課資産稅係

☎028206 (市役所1階)

事業で使う償却資産は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象です。平成31年1月1日時点で償却資産のある人は、確定申告とは別に申告書の提出をお願いします。

固定資産税は、土地、家屋、償却資産に区分されます。土地や家屋には登記制度があり、課税対象を把握することができますが、償却資産には登記制度がないため、所有者による毎年の申告が法律によって義務付けられています。

### 【償却資産とは】

会社や個人が事業のために所有している土地・家屋以外の資産です。具体的には、構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品などがあります。自動車税・軽自動車税の対象となるものは、償却資産の課税対象ではありません。

### ●償却資産の例

太陽光発電、パソコン、ビニールハウス、看板、自動販売機 等

※詳細は上記にお問い合わせください。

償却資産は自分には関係がないと思っ  
ていませんか。今回、償却資産に  
関するお問い合わせの中から特に多い  
事例を紹介します。

**Q** なぜ毎年申告しなければならないの？

**A** 申告によって資産の異動を把握するため  
に必要となります。償却資産には登記  
制度がないため、法律によって所有者  
による毎年の申告が義務付けられて  
います。

**Q** コンバインは償却資産なの？

**A** 小型特殊自動車として軽自動車税  
の対象となるものは、償却資産の  
課税対象ではありません。

**Q** 税務署で確定申告をしたから市へ  
申告はしなくてよいと思った！

**A** 税目が異なるため、別の申告が必  
要です。

**Q** 自宅の屋根の太陽光発電設備は課  
税対象なの？

**A** 個人所有であっても10キロワット  
以上の発電出力がある場合は事業  
用資産となり、課税対象です。

※詳細は税務課資産税係にお問い合わせ、  
又は市ホームページをご覧ください。

### 申告について

平成31年1月1日現在、市内に償却  
資産を所有している人は、個人・法人  
に関わらず申告書を提出してくださ  
い。

### 【申告期限】

平成31年1月31日(木)

### 【申告書類】

前年度に申告した人や新規に事業を  
開始した人などには12月下旬に申告書  
類を送付します。お手元に届かない場  
合は、上記にお問い合わせ、又は市ホ  
ームページでダウンロードしてくださ  
い。

※正当な理由がなく申告しないときは、罰則  
の適用及び延滞金が増算される場合があ  
ります。

### ●注意事項

税務署へ行う確定申告は、所得税を  
計算するためのもので、償却資産の申  
告は、固定資産税を計算するためのも  
のです。そのため、確定申告とは別に  
申告が必要となります。

平成30年中に家屋を新築・増築・取  
壊・譲渡した人はご連絡ください



平成31年度の固定資産税・都市計画  
税の課税を行うために、必ず届出をし  
てください。

### 【建物を新築・増築したとき】

家屋を新築・増築し、12月31日まで  
に完成した場合は、翌年度の固定資産  
税の課税対象となります。家屋調査が  
済んでいない人はご連絡ください。

### 【建物を取り壊したとき】

12月31日までに建物の一部又は全部  
を取り壊した場合は、翌年度の税額が  
変更になる場合がありますのでご連絡  
ください。

### 【建物（未登記）を譲渡したとき】

未登記家屋を12月31日までに譲渡  
(売買・相続・贈与など)した場合は、  
申告用紙を送付しますのでご連絡くだ  
さい。ご連絡がない場合は、前所有者  
に固定資産税がかかりますので注意  
ください。